

# 常陸太田市東部地区

## 出店に際しての優遇制度のご案内

当市では、2022年の土地引渡しを目指し、現在土地区画整理事業を進めております。本市では、少子化・人口減少対策を最重点課題に掲げ多くの施策を実施してきており、近隣市町村から多くの子育て世代が転入してきています。

この度これらの若い世代を対象とした企業を誘致するための最大限の優遇制度をご用意いたしました。ぜひこの制度を利用され、本市への進出をご検討ください！

### ☑ 固定資産税の課税免除

項目	内容
固定資産税	土地・家屋・償却資産に係る固定資産税を全額免除 ※固定資産の取得価格の合計が5,000万円超が対象
課税免除の期間	通常3年間を <u>5年間に延長</u>

※不動産賃貸業・管理業、学校教育業など一部対象外業種があります。

### ☑ 指定業種の立地促進奨励措置

項目	内容
指定業種等 立地促進奨励金	店舗面積1㎡当たり5,000円を交付 ※5,000万円（年間500万円）を限度
交付期間	10年間

※ 指定業種例：衣料品店（紳士服・子供服等）、飲食店（カフェ・すし店）、大型家具店、書店、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器店等

### ☑ 立地企業への奨励措置

項目	内容
企業等立地奨励金	固定資産税※+都市計画税相当額を交付 通常3年間を <u>5年間に延長</u> ※課税免除された部分を除く ※固定資産の取得価格の合計が5,000万円超が対象
企業等雇用奨励金	市民の新規雇用者1人当たり10万円を交付 通常3年間を <u>5年間に延長</u> ※固定資産の取得価格の合計が5,000万円超が対象

※不動産賃貸業・管理業、学校教育業など一部対象外業種があります。

### ☑ 上下水道料金の補助

項目	内容
立地企業等 上下水道料金補助金	上下水道料金の50%を交付 ※料金の1/2（年間300万円）を限度
交付期間	5年間

#### 《お問い合わせ先》

茨城県 常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課  
TEL：0294-72-3111（内線621・622） FAX：0294-72-0288  
E-mail：yuchi@city.hitachiota.lg.jp